

府中市立小学校における学校給食食物アレルギー対応の手引き 府中市教育委員会

はじめに

府中市では、学校関係者や保護者の皆様に、学校給食の食物アレルギー対応について正しく理解していただき、すべての子どもたちが安心して健やかな学校生活を送れるように「府中市立小学校における学校給食食物アレルギー対応の手引き」を作成しました。

保護者の皆様には、この手引きの主旨をご理解いただき、安全・安心な給食の実施にご協力のほどお願いいたします。

府中市の学校給食

府中市の学校給食は、給食センターで作られた給食が各小学校に配送される以外に、直接学校に業者から配送されるものもあります（パン・デザート・ドレッシング等）。そのため、給食センターで調理されたもののみ、アレルギー対応が可能となりますことをご理解ください。

食物アレルギー対応

食物アレルギー対応は、医師の診断に基づき、保護者と学校、給食センターの他、関係機関で情報を共有し、共通理解の上で対応を行うことを基本としています。しかしながら、献立によっては、子どもたちが初めて食べる食品が給食で使用されることもありますので、献立表などで確認し、事前に家庭で喫食して、症状が出ない事を確認していただきますようお願いいたします。

食物アレルギー対応食（以下、「対応食」と言います。）は、通常の調理場とは別に完全に独立した専用の調理室で調理し、食材混入のリスクを低減させています。誤配食防止の観点から、対象児童名の入った個人専用の容器が給食センターから児童へ届くまでの間、各段階でチェック表を用いて確認をしていきます。また、安全を守るために、他の児童と色が違う専用のトレイ（黄色）を毎日使用し、クラスの一歩はじめに1食分を配食することで、食材の混入や配食の誤りを防ぐほか、事故等のリスクを最大限抑えるために、毎日おかわりはしないこととしています。

対象食品は、次のとおりです。

- ・卵（鶏卵、うずらの卵）
- ・牛乳・乳製品（ヨーグルト、チーズ、生クリーム、練乳、バター、ホワイトゼリー等）
- ・甲殻類（えび、かに）
- ・果物（かんきつ類を除く）

※そば、ピーナッツ、ナッツ類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ）は使用していません。キウイフルーツは、当面の間使用しません。

府中市立小学校における学校給食の食物アレルギー対応について

府中市の学校給食において食物アレルギーのあるお子様への対応を希望する場合は、次の3つの区分の対応になります。

- 1 給食の全部又は一部を食べることができず、対応食を希望する → (1)・(2)へ
ただし、アナフィラキシーショックの既往歴がある場合は、対応を始めるにあたって条件があります。(※1)
- 2 給食の全部又は一部を食べることができず、献立細案等を希望する → (2)-(2)③へ
- 3 牛乳類を飲用できない → (3)へ

(※1) アナフィラキシーショックの既往がある場合の条件

過去にアナフィラキシーショックの既往がある児童は、医療機関で食物経口負荷試験を実施し、その結果をもとに対応を検討します。医師に学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の作成をお願いしてください。極微量で反応が誘発される可能性がない段階であれば、給食（対応食も含む）の提供は可能です。ただし、極微量でも反応が誘発される可能性がある場合には、家庭からの弁当対応をお願いします。

(1)～(3)の対応を希望する場合は、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要です。

また、提出書類は継続の場合でも、毎年度必要になります。裏面「学校給食の食物アレルギー対応までの手順」を必ずご確認ください。なお、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の文書料が発生する場合は、保護者負担になります。

《注意事項》

- ① 給食センターでの揚げ物に使用する調理油は、使用後冷却し沈殿ろ過させて再利用しています。
- ② 給食センターでは、同じ調理場内で複数の献立を同時に調理しています。そのため、粉類など他の食品が飛散等により混入する可能性があります。

(1) 対応食について

給食は、給食センターで調理して学校へ配送するものと、業者から学校に直接納品されるものがあります。そのうち、対応が可能なものは給食センターで調理する料理のみです。

- ※ 『卵焼き』『オムレツ』等は、除去することで料理として成立しないため、他の食品を使用した代替食対応となります。ただし、対象食品以外は、対応できません。
- ※ 果物の代替として、みかん又は冷凍みかんを提供します。また、果物を使用した料理にも対応します。
- ※ 対応食を希望される場合は、入学式以降に小学校で面談（保護者・学校・給食センター栄養士）を実施します。（原則平日午後2時～午後5時）

★ **業者から学校に直接納品されるもの（パン、デザート、ドレッシング等）は、対応食を申請された場合でも提供されますので、必ず事前に家庭で内容を確認してください。なお、食べない場合は家庭から学校に連絡が必要です。**

(2)「献立細案」等の配付について

献立細案等により、給食を食べられるかどうかをご家庭で判断していただきます。配付を希望する場合は、学校ともご相談ください。

- ① 「食物アレルギー学校給食献立予定表」…給食センターの全献立と対応食の料理がわかります。(対応食の対象者にのみ、配付)
- ② 「献立細案」…給食の使用食品名及び1人分の使用量がわかります。
- ③ 「使用食品原材料配合表」…調味料やパン等に使用されている食品の原材料・配合割合がわかります。

※②③は、給食センターホームページ内「アレルギー対応食について」でも確認できます。

(3) 飲用牛乳類の除去について

飲用牛乳および飲用牛乳に代わる乳製品（ミルクコーヒー・ドリンクヨーグルト・乳酸菌飲料等）を除去します。飲用牛乳のみの除去や一部除去はできません。

(4)その他

①新一年生の書類提出締め切りは、入学式の翌日です。（金曜日または土曜日が入学式の場合は、月曜日になります。）面談や準備のため、4月中は対応食の実施はできません。最短でも5月からとなります。また、入学式以降に新規の手続きをする場合も、対応の開始は、最短で翌月以降となります。

②学校に相談した結果、給食を全て食べない、または、飲料の提供のみを受け、弁当を持参する方は、申請により助成金の交付を受けることができます。詳細はお問い合わせください。

問合せ先：給食センター 給食費担当（042-366-8375）

問い合わせ先

府中市教育委員会学務保健課 給食センター アレルギー担当

電話 042-366-8376

FAX 042-340-7128

HP <https://www.fuchu-tokyo.ed.jp/lunch>



※電話でのご連絡・お問い合わせは 平日 午前8時30分から午後5時までをお願いします。